

○内閣府告示第一号  
文部科学省

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十六条の規定に基づき、文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件を次のように定める。

平成二十九年一月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
文部科学大臣 松野 博一

文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件

文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件（平成二十七年内閣府・文部科学省告示第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 法第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、平成三十年度に開設する獣医師の養成に係る大学の設置（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域に

おける獣医師の養成に係る大学の設置をいい、「国家戦略特区における追加の規制改革事項について」（平成二十八年十一月九日国家戦略特別区域諮問会議決定）に従い、一校に限り学校教育法第  
四條第一項の認可を申請されるものに限る。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を  
申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該大学の設置に係る同項の認可の申請  
の審査に関しては、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準第一條第  
四号の規定は、適用しない。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。